平成２３年（フ）第５２０号
群馬県前橋市下細井町316番地
債務者　岡崎　敏展（旧姓矢口）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
群馬県前橋市下石倉町25番地５　ヴィーナスハイツＢ―202号
債務者　片田　規子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
群馬県前橋市城東町５丁目11番７―201号　メゾンリファインＳⅡ
債務者　亀山　　幸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
群馬県伊勢崎市今井町261番地１　県営住宅38
債務者　武政　ルミ
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
群馬県前橋市南橘町21番地　Ｒ２―401号
債務者　山田　貴弘
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
群馬県前橋市岩神町３丁目９番３号
債務者　茂木　厚子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０２号
群馬県安中市松井田町松井田780番地１　塚越団地Ｃ―97―402
債務者　山村　　要
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４０３号
群馬県安中市松井田町松井田780番地１　塚越団地Ｃ―97―402
債務者　山村　和江
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３１号
群馬県高崎市新保町439番地
債務者　富田　仁志
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５号
岐阜県下呂市萩原町羽根1515番地
債務者　二村　義晴
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
京都市右京区御室岡ノ裾町17番地
債務者　川村　　紘
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町１番地　メロディーハイム西大路デュオノワール502号
債務者　土田　和子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６６号
堺市北区新金岡町４丁２番12―204号
債務者　高山己智子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５０号
堺市美原区真福寺81番地２
債務者　岡本　真二
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５９号
堺市南区城山台２丁１番４―504号
債務者　ｂＲこと　福田　伸一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９０号
大阪府松原市田井城１丁目228番地の18
債務者　井上　眞二
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１２号
堺市南区竹城台２丁１番４―302号
債務者　吉田満千子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７号
大阪府富田林市西板持町７丁目１番11号
債務者　守野　　都（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係